

# 社会福祉法人町田市社会福祉協議会職員介護休暇規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人町田市社会福祉協議会職員（以下「職員」という。）の介護休暇等の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(介護休暇の対象者)

第2条 職員が要介護状態にある親族の介護のため、勤務しないことが相当であると会長が認めた職員とする。

2 前項に定める要介護状態にある親族とは、疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があり、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

(1) 配偶者（内縁関係を含む。）

(2) 子

(3) 父母

(4) 配偶者の父母

(5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫であって職員が同居し、かつ、扶養しているもの。

(6) 前各号に掲げる者のほか、会長が認めた者

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、介護休暇をすることができない。

(1) 雇用期間が1年に満たない職員

(2) 介護休暇を請求するときに、93日以内で退職することが明らかな職員

(3) 所定勤務日が1週間に2日以内の職員

(介護休暇の承認の請求)

第3条 介護休暇の承認の請求は、介護休暇承認請求書により、介護休暇を始めようとする日の2週間前までに行うものとする。

2 会長は、介護休暇の承認の請求について、その理由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(介護休暇の撤回)

第4条 前条第1項の請求を行った者は、休業開始予定日の前日までは、介護休暇撤回届を提出することにより、当該請求の撤回をすることができる。

2 介護休暇の請求の撤回を行った者は、特別の事情がない限り同一の要介護者については再度の請求をすることはできない。

3 休業開始予定日の前日までに、死亡等により請求を行った者が当該請求に係る要介護者を介護しないこととなった場合には、介護休暇の請求はされなかったものとみなす。

(介護休暇に係る要介護者が死亡した場合等の届出)

第5条 介護休暇をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なくその旨を会長に届け出なければならない。

(1) 介護休暇に係る要介護者を介護しなくなった場合

(2) 介護休暇に係る要介護者を職員以外の家族が常態として介護することができることとなった場合

(3) 介護休暇に係る要介護者が死亡した場合

2 前項の規定による届出は、介護状況変更届により行うものとする。

(介護休暇の期間等)

第6条 介護休暇の期間は、要介護者一人につき93日を限度として介護休暇承認請求書に記載された期間とする。

2 職員は、育児・介護休業法の定めるところにより休業開始予定日の繰上変更及び休業終了予定日の繰下変更を行うことができる。

3 職員は、前項の変更を希望するときは、書面で理由を付して会長に承認の請求を行うものとする。

4 次の各号に掲げるいずれかの理由が生じたときは、介護休暇は終了するものとし、当該介護休暇の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 前条第1項各号に規定する届出事項が発生したとき その発生日

(2) 産前産後の休養、育児休業又は新たな介護休暇期間が始まったとき 産前産後の休養、育児休業又は新たな介護休暇の開始日の前日

(給与等の取扱い)

第7条 介護休暇の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

2 期末手当については、その算定対象期間に介護休暇の期間が含まれるときは、そ

の期間の2分の1を勤務したものとして計算した額を支給する。

3 退職手当の算定に当たっては、介護休暇の期間を勤務したものとして勤続年数を計算する。

4 定期昇給の算定に当たっては、介護休暇の期間を2分の1勤務したものとして計算する。この場合において、1か月未満の端数が生じたときは、15日以上は1か月とし、15日未満は切り捨てる。

(社会保険の取扱い)

第8条 介護休暇により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、各月に本会が納付した額を翌月末までに職員に請求するものとし、職員は、会長が指定する日までに支払うものとする。

(復職後の取扱い)

第9条 介護休暇後の勤務は原則として、休暇直前の職場で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人の希望があるとき及び組織の変更その他やむを得ない事情があるときは、変更を行うことができる。

(年次有給休暇)

第10条 年次有給休暇付与日数の算定に当たっては、介護休暇の期間を勤務したものとみなす。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

平成17年4月1日 制 定

平成19年9月18日 一部改正

平成21年4月1日 一部改正

平成23年4月1日 一部改正